

2022 年 1 月

新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン

神田書学院

業務時間:9:30~17:30(日・祝休)

TEL:03-3265-5491

FAX:03-3234-3548

MAIL:shogakuin@nihonshodou.or.jp

平素より、感染予防対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

オミクロン株の爆発的な感染拡大を受け、東京都にも再度まん延防止等重点措置が適用されましたが、神田書学院では、十分な感染対策を講じた上でⅢ期講座を予定通り開講いたします。また、厚生労働省より発表されている最新の情報に基づき、以下の通りガイドラインの見直しを行いました。何卒ご協力をお願いいたします。

I. 教室の運営について

万全の感染症予防対策を取ったうえで、通常通り講座を実施してまいります。ただし、今後の政府や自治体の要請等により、休校または日程の変更等の措置を取る場合があります。最新情報は随時書学院のホームページでもご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。

★引き続き以下の基本的な感染対策にご協力をお願いします。

- ・入館時の検温（37.5 度以上の場合は入館できません）
- ・マスク着用、アルコール消毒の徹底
- ・教室内での飲食の禁止（水分補給程度は可能です）
- ・換気の実施（学習に適切な室温を保つため、多くの医療機関で導入されている高性能空気清浄機 Airdog を導入し、換気は必要最低限としております）
- ・密集回避（先生を大人数で囲むようなことがないようにご注意ください）

★以下の場合はお休みください。

皆さまが安心して書学院に通えるよう、以下の場合はお休みいただけますようお願いいたします。いずれの場合も書学院までご連絡ください。（感染者および濃厚接触者になった場合はⅡをご参照ください）

- (1) 受講生本人に発熱・倦怠感・咳等の体調不良の症状がみられる場合
- (2) 同居のご家族に発熱・倦怠感・咳等の体調不良の症状がみられる場合
- (3) 通われている学校や職場が新型コロナウイルスによる休校・休業となった場合

★コロナが理由でお休みされる場合は事前にご相談ください。

受講生の希望を確認の上、講座振替、郵送添削、返金等の方法を個別にご提案させていただきます。また、感染状況に不安を感じて、学期途中での休学をご希望される場合は書学院までお申し出ください。ただし、コロナ関連以外での欠席については従来通りの対応としますので、ご了承ください。

II. 新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触者になった場合の対応

以下の表に従い、対応いたします。感染者が不利益を蒙ることがないように情報の取り扱いには十分注意いたしますので、まずは書学院までご連絡ください。

	状況	対応
1	受講生本人が感染した場合	【症状がある場合】症状が出た日から 10 日間以上経過、かつ症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向であること）から 72 時間以上経っていれば、受講可能。 【症状がない場合】検体採取日より 10 日間以上経過していれば、受講可能。 いずれも受講再開時に陰性の証明書（PCR 検査または治癒証明書）、それが難しい場合は、陽性判明時の検体採取日がわかるものをご提示ください。 また、保健所の指導のもと、他の受講生の皆様が濃厚接触者に該当するかをご連絡します。
2	同居の家族が感染した場合	【自宅外で療養した場合】ご家族が病院、ホテル等に隔離された日から 10 日間以上経過後、受講生本人に発熱等の症状が一切ない場合、受講を可能とします。 【自宅で療養した場合】ご家族が治癒した日から 10 日間以上経過後、受講生本人に発熱等の症状が一切ない場合、受講を可能とします。 いずれの場合も、受講再開時に受講生本人の陰性の証明書（PCR 検査）をご提示ください。それが難しい場合は、感染者の陽性判明時の検体採取日がわかるものをご提示ください。検体採取日から 20 日間以上経過していれば受講可能とします。
3	講師や事務所スタッフが感染した場合	保健所の指導のもと、受講生の皆様が濃厚接触者に該当するかをご連絡します。講師は即日休業し、講師を交代しての指導継続もしくは日程変更とすることを検討し、ご連絡します。 講師の症状が出た日もしくは検体採取日から 10 日間以上経過後、発熱、咳等の症状が一切なく、完全に治癒したと病院や保健所が認めた場合、講師の講座再開を可能とします。 スタッフが感染した場合は、保健所等の助言を参考に、安全を確認した上で業務を再開いたします。
4	受講生本人、または家族が濃厚接触者となった場合	受講生およびご家族が感染者と最後に濃厚接触をしてから 10 日間以上経過後、発熱等の症状が一切ない場合、受講を可能とします。
5	講師が濃厚接触者となった場合	該当講師は即日休業し、講師を交代しての指導継続もしくは日程変更とすることを検討し、ご連絡します。 講師が感染者と最後に濃厚接触をした日から 10 日間以上経過後、発熱等の症状が一切ない場合、該当講師の講座再開を可能とします。

※濃厚接触者とは、感染者と「必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で 15 分以上接触があった場合」に該当します。（厚生労働省 HP より）